

# 工事内容確認チェックシート(竣工) (耐久性・可変性)

第一面 ]

私は、竣工現場検査の申請にあたり 以下の基準について適合していることを確認しました。

基準の概要	該当工法					確認項目	確認内容	現場確認欄	備考
	在来木造	2x4	S造	R造	丸太組				
評価方法基準の第5の3 1に定める劣化対策等級の等級3に適合していること						外壁の軸組・枠組等 (1)	通気構造等の状態 外壁仕上げと軸組等との間に有効な通気層が設置されていること 真壁構造で、軒の出が90cm以上あること 防腐・防蟻処理範囲 防腐 防蟻処理範囲が地盤面から1m以上であること 軸組等に、防腐 防蟻に有効な薬剤、接着剤が使用されていること 部材の樹種、小径 柱の小径が13.5cm以上あること 柱の小径が12cm以上かつ耐久性区分D <sub>1</sub> の樹種に区分される製材等であること ひのき等 <sup>(2)</sup> に区分される樹種が使用されていること 通気構造等以外の場合 K3相当以上の防腐 防蟻処理がされていること	<input checked="" type="checkbox"/>	
						土台の防腐・防蟻	防腐・防蟻処理 ひのき等 <sup>(2)</sup> に区分される樹種が使用されていること K3相当以上の防腐 防蟻処理がされていること (北海道・青森県はK2相当以上) 土台と外壁の取合部の水切り 外壁の下端に水切りが設置されていること		
						地盤の防蟻 (一部の地域(3)を除く)	鉄筋コンクリート造のべた基礎であること コンクリートが基礎内周部等に打設されていること 有効な土壌処理がされていること(所定の基礎断熱工法の場合を除く)		
						浴室・脱衣室の防水措置	浴室 浴室ユニットであること 外壁の軸組等と同様の措置がされていること 防水上有効な仕上げがされていること 腰壁 腰高布基礎が所定のとおりに措置がされていること 脱衣室 外壁の軸組等と同様の措置がされていること 防水上有効な仕上げがされていること		
						基礎高さ	地面から基礎上端まで又は地面から土台下端までの高さは、40cm以上あること		
						床下換気	4m以内毎に有効面積 300cm <sup>2</sup> 以上の換気口が確保されていること 1m毎に有効面積 75cm <sup>2</sup> 以上の換気口が確保されていること 所定の基礎断熱工法であること		
						防湿措置	厚さ60mm以上のコンクリートが打設されていること 厚さ0.1mm以上の防湿フィルムで覆われていること		
						小屋裏換気	屋根断熱以外の場合 独立した小屋裏ごとに2カ所以上の換気口が設置されていること 換気口の有効面積の天井面積に対する割合は所定の割合以上であること 屋根断熱等により小屋裏が室内と同等の温熱環境であること		
						防錆措置 (構造躯体)	鋼材の厚さにより所定の防錆措置がされていること		
						防錆措置 (一般部)	鋼材の厚さにより所定の防錆措置がされていること		
						防錆措置 (その他の構造躯体)	鋼材の厚さにより所定の防錆措置がされていること		

# 工事内容確認チェックシート(竣工)(耐久性・可変性)

第二面 ]

基準の概要	該当工法					確認項目	確認内容	現場確認欄 ☑	備考
	在来木造	2×4	S造	RC造	丸太組				
注 1						セメントの種類	使用するセメントは、基準に適合する品質等であること		
						コンクリートの水セメント比等	鉄筋のかぶり厚さは、水セメント比ごとに定められた所定寸法以上であること		
						スランブ	コンクリート強度ごとに定められた所定のスランブ値以下であること		
						コンクリートの単位水量	185kg/m <sup>3</sup> 以下であること		
						空気量	指定地域 <sup>(4)</sup> 以外の地域にあっては、コンクリート中の空気量が4%～6%であること		
					施工計画	[ 密実に充填するための打ち込み及び締め固めの方法、打継部の処理方法、養生方法 ] が指定されていること			
注 2						コンクリート内埋込み配管	埋込み配管がないこと		
						地中埋設管	地中埋設管上のコンクリート打設がないこと 埋設地域 <sup>(5)</sup>		
						排水管の性状等清掃措置	排水管の内面が平滑、かつ清掃に支障を及ぼすたわみ、抜けその他変形が生じないよう設置されていること		
						連続建て ・ 重ね建て の点検措置	共用立管は、最上階又は屋上、最上階及び中間階(3階以内おき又は15m以内)に掃除口が設けられていること 横主管は、15m以内ごとであって、管の掃除に管の清掃に支障が生じやすい部分がある場合にあっては、支障なく清掃が行える位置に掃除口が設けられていること		
						配管の主要接続部等の点検措置	主要接合部等又は排水管の掃除口が仕上げ材等により隠蔽されている場合には、主要接合部等を点検又は清掃を行うために必要な開口が設けられていること		
					住戸専用部の更新対策	躯体天井高が2.5m以上であること 壁又は柱で間取りの変更の障害とならざるものがないこと			

注 1) 評価方法基準の第 5 の 3 - 1 に定める劣化対策等級の等級 3 に適合していること(平成 17 年建設省告示第 134 号第 1 第 2 項第 3 号口の規定に適合する高強度プレストレストコンクリート<sup>(1)</sup>の部分及び同号八の規定に適合する遠心力鉄筋コンクリート<sup>(1)</sup>の部分については、劣化対策等級における基準に適合させる必要はありません。)

注 2) 評価方法基準の第 5 の 4 - 1 に定める維持管理対策等級(専用配管)の等級 2 又は 3 に適合していること、連続建て、重ね建てにあっては、評価方法基準の第 5 の 4 - 2 に定める維持管理対策等級(共用配管)の等級 2 又は 3 に適合すること及び、評価方法基準の第 5 の 4 - 4 (3) に掲げる住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間取りの変更の障害とならざるものがないこと

注 3) 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところをチェック又は記入してください。

- 1) 北海道・青森県は防蟻のみ
- 2) ひのき、ひば、べいひ、べいすぎ、けやき、くりべいひば、台湾ひのき、ウエスタンレッドシーダー、こやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや、インセンスシーダー、センペルセコイヤ
- 3) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県の地域
- 4) 沖縄県その他日最低気温の平滑年値の年間極値が 0 を下回らない地域
- 5) 条例等の規定により凍結防止のため配管埋設が定められている地域